

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月24日

石川県知事 馳 浩 殿

提出者

住 所 石川県七尾市大田町110部43番地

氏 名 林ベニヤ産業株式会社 七尾工場

取締役工場長 酒井 徹

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0767-52-4376

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	林ベニヤ産業株式会社 七尾工場
事業場の所在地	七尾市大田町110部43番地
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	12 木材・木製品製造業
②事業の規模	資本金 1億円
③従業員数	177人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・ 燃え殻→全量委託処理(埋立)・ 汚泥(研磨汚泥)→全量委託処理(混錬)・ 木くず→全量委託処理(再生)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
(管理体制図) 取締役工場長 ※産業廃棄物の処理に係る責任者 ※公害防止管理者 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> 製造部門 ※産業廃棄物の分別管理を担当 </div> <div style="text-align: center;"> 総務部門 ※契約書及びマニフェストの管理を担当 </div> </div>				
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥 (研磨汚泥)	木くず
	排 出 量	769.38 t	5.37 t	570.7 t
	(これまでに実施した取組) ・適正燃焼による燃え殻排出量の削減。 ・蒸気配管の保温、ボイラーのメンテによる熱損失の削減。 ・燃え殻保管のコンテナに屋根をかけ雨水による重量増加の抑制。			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥 (研磨汚泥)	木くず
	排 出 量	750.00 t	5.00 t	500.00 t
	(今後実施する予定の取組) ・上記取組を継続実施。 ・ボイラー更新に伴う効率向上による排出量の削減。			
産業廃棄物の分別に関する事項				
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・以前は野積していた燃え殻を9年前からコンテナ内保管に変更。			
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・コンテナ周辺の清掃の定期実施。			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥 (研磨汚泥)	木くず
	全処理委託量	769.38 t	5.37 t	570.70 t
	優良認定処理業者への処理委託量	769.38 t	5.37 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	570.70 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・優良認定処理業者から選定している。 ・木くず（木皮等）は隣地の再生業者に破碎処理を委託。破碎後はボイラー燃料として有効利用している。 			

② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥 (研磨汚泥)	木くず
	全処理委託量	750.00 t	5.00 t	500.00 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	750.00 t	5.00 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	500.00 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 今後も可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・ 木くずの再生は隣地で処理したものを自社で有効利用できる為、 今後も継続していく。			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。